

LAW280 行政法Ⅱ（行政救済法）

2年 3,4クォーター

担当教員	戸部 真澄
授業形態	講義
アクティブ・ラーニング	一部導入
単位数	2
曜日・時限	集中

授業概要

本講義は、「行政救済法」と呼ばれる学問分野を体系的に学習する。行政救済法は、もっぱら、国民と行政との間の訴訟（行政訴訟）等の仕組みを内容とする。

長い人生において、訴訟を、しかも行政とすることはないかもしれない。仮にあったとしても、弁護士がほとんどのことをしてくれるので、自分に行政救済法の知識はなくてもさほど困らないかもしれない。しかし、行政訴訟には様々に特殊なルール（国民の訴訟提起を妨げるようなそれ）があるため、弁護士に話を持ちかけた時点ですでに訴訟が提起できない状態になっていた等ということもありうる。その意味では、行政救済法の知識を一通り持っていることは、決して無駄ではない。

また、行政訴訟等の仕組みは行政活動の本質・特質を踏まえたものともなっているため、行政救済法を学べば、訴訟制度の理解を通じて、行政それ自身への理解を深めていくことにもなる。

到達目標

行政救済法（行政訴訟、行政上の不服申立て、国家賠償、損失補償）について、体系的な知識を身につける。

先修科目

行政法Ⅰ（総論）

※必須ではないが、本講義は、行政法Ⅰで学習した概念等を前提としている部分があるので、行政法Ⅰを受講していることが望ましい。

教科書・参考資料等

教科書：

- ・指定しない（オリジナルのレジュメに即して講義する）。

参考書：

- ・橋本博之・櫻井敬子『行政法』（弘文堂）
- ・塩野宏『行政法Ⅱ 行政救済法』（有斐閣）
- ・宇賀克也『行政法概説Ⅱ』（有斐閣）
- ・別冊ジュリスト『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）

※上記のいずれも最新版を入手するように。

授業の方法

本講義は、オリジナルのレジュメを配布し、講義形式で講義する。ときおり、講義中に学生に発言（簡単な質問に対する回答）を求めることがある。

成績評価

成績評価は、講義に対する姿勢（質問への回答等）と筆記試験（短答式＋論述式）により評価する。

成績

30% 講義に対する姿勢

70% 筆記試験

授業スケジュール

第1回：行政救済法概説

- 第2回：国家賠償（1）責任の本質、公務員の個人責任、公権力の行使、公務員、職務関連性
- 第3回：国家賠償（2）違法性
- 第4回：国家賠償（3）故意・過失、規則権限不行使
- 第5回：国家賠償（4）营造物責任
- 第6回：損失補償
- 第7回：行政訴訟（1）処分性
- 第8回：行政訴訟（2）原告適格
- 第9回：行政訴訟（3）訴えの利益等
- 第10回：行政訴訟（4）本案審議・判決
- 第11回：行政訴訟（5）無効確認訴訟・不作為違法確認訴訟
- 第12回：行政訴訟（6）義務付け訴訟、差止め訴訟
- 第13回：行政訴訟（7）仮の権利保護
- 第14回：行政上の不服申立て（1）
- 第15回：行政上の不服申立て（2）

事前・事後学習

事前に、レジュメの内容を確認すること。また、参考書があれば、該当する箇所を一読しておくこと。

事後的には、授業内容を復習し、特に各概念を正確に理解すること。疑問点があれば整理しておき、授業を受ける際に質問すること。